

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（第2回）

会議要録

日時：令和元年8月27日（火）
午後3時00分～5時00分
場所：811会議室（西棟8階）

次 第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 配付資料確認
- 4 議事・説明
 - (1) 武蔵野市における成年後見制度の利用状況及び計画策定の論点等について
 - (2) 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画構成案
 - (3) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割について
- 5 その他
- 6 閉会

配付資料

- 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 名簿
- 資料1 NPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネットより（後藤委員資料）
- 資料2 成年後見制度の現況及び、計画策定における課題、論点等（赤池委員資料）
- 資料3 地域金融機関における成年後見制度の取り組み状況（赤川委員資料）
- 資料4 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定における論点、課題等について（田中委員資料）
- 資料5 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に求める（蓬田委員資料）
- 資料6 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画構成案
- 資料7 武蔵野市地域連携ネットワークにおける中核機関の役割について

【当日配付資料】

- こだまネット資料
- ① 知的障害のある子どものためのこころのバトンノート
 - ② 会報こだまネット11号
 - ③ 「こころのバトンノート」作成と「親なき後講座」実施報告書

出席者（敬称略）

委員長・・・飯村史恵（立教大学コミュニティ福祉学部准教授）

副委員長・・・浮田哲郎（浮田司法書士事務所・司法書士〔公益社団法人リーガルサポート東京支部推薦〕）

委員・・・久保田聡（明日の風法律事務所・弁護士〔東京弁護士会多摩支部推薦〕）、松丘晃（吉祥寺行政書士事務所・行政書士〔公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ推薦〕）、武田嘉郎（武田社会福祉士事務所・社会福祉士（公益社団法人東京社会福祉士会推薦）、後藤明宏（特定非営利活動法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット）、赤池美都子（武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会幹事）、赤川正和（多摩信用金庫価値創造事業本部）、田中透（公募委員）、蓬田恭子（公募委員）、小島一隆（公益社団法人武蔵野市福祉公社常務理事）

以上名簿順

※欠席：なし

事務局・・・森安東光（健康福祉部長）、横山充（健康福祉部地域支援課長）、毛利悦子（健康福祉部生活福祉課長）、稲葉秀満（健康福祉部高齢者支援課長）、勝又玲子（健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長）、真柳雄飛（健康福祉部障害者福祉課長）、齋藤学（健康福祉部地域支援課課長補佐）、寺澤ひとみ（健康福祉部地域支援課主事）、大内卓（健康福祉部地域支援課主事）、服部哲治（武蔵野市福祉公社在宅サービス課長）、石橋美奈（武蔵野市福祉公社権利擁護センター長）、大久保明香（武蔵野市福祉公社権利擁護センター）

1 開会

2 委員長挨拶

委員長・・・残暑の折、ご参集いただき感謝したい。本日は第2回策定委員会となる。最近、国のある報告書等でこの仕組みの中の「財産管理」という言葉を「財産利用」に変更するような記述がされていると聞いたが、「財産利用」という言葉は、誤解を招く言葉だと個人的には思われる。この仕組みが本当に、判断能力が不十分とみなされてきた人々にとって、よい仕組みにしていくことが何よりであり、それは現場のことを熟知している皆さんで議論していくことが必要なことであると考えている。本日は発題もいくつかあろうかと思うので、どうぞよろしく願いしたい。

3 配付資料確認

○事務局より配付資料の確認

4 議事・説明

（1）武蔵野市における成年後見制度の利用状況及び計画策定の論点等について

委員長・・・前回に引き続き、各委員から発題をいただき、説明後、質疑応答や議論を進めたい。

○後藤委員より資料1「NPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネットより」の説明
後藤委員・・・こだまネットは2014年6月に立ち上げた。もともと武蔵野市にある知的障害を持つ親の会の方々が、親なき後の課題に不安を感じて講座を開催したことから始まるもので、親たちの不安、希望等を具体的に解決するための法人としていこうということで立ち上がったものである。

活動内容は研修啓発活動、講演会、親なき後講座、こだまカフェ、相談会等を市から委託費という形で補助をいただき活動している。添付資料の「こころのバトンノート」であるが、こうしたものは全国各地でつくられており、それらを収集して「山彦の会」が中心となって作成したオリジナルである。親の立場から新たに成年後見の担当者に引き継いでいくためのもので、これを広めるために、「親なき後講座」を開催している。現在の会員は35名程度となっている。

成年後見制度については、親なき後の課題として関心は高いが、実際に成年後見制度の申し立てるケースは10人に至らず、数としては少ない。その理由としては制度に対してデメリットを感じている方が多く、知的障害のことをよく理解している信頼できる第三者後見人はいるのかという点、一度成年後見人が決まってしまうと変更しにくいということから、財産管理と言うよりは身上保護の面で二の足を踏まれるようだ。

親族が成年後見人になる場合の課題としては、最近の傾向として、第三者後見人との複数後見や監督人が付く場合が多いと聞いているが、親族後見人が自立できるようチェック体制やサポート体制を充実させることが重要ではないか。

障害者の場合、一度、成年後見を利用すると、利用期間が長くなり、個人の成年後見人が最後まで継続することは困難ではないか。質の継続性を考慮すると、組織として本人を支援する『適切な法人後見』が望ましいのではないかという意見がかなり多くなっている。

また、障害者の場合、若年から成年後見制度を利用すると、後見人に支払う報酬も長期間となり多額となってしまう。本人が使える資産がそれだけで目減りしてしまうのではないかということも現実問題としてあるため、本当に必要にならないうちは、なるべく使わないという方が多い。

こだまネットとして希望することは、まず事前の相談体制であり、成年後見制度の活用に至る前の親なき後の課題について、随時相談できる場所がほしい。その際、成年後見制度等のもとより、障害や障害者を持つ家族の立場をよく理解して相談員を配置してほしい。

また、障害や福祉の理解に基づいた身上保護、自己決定支援や権利擁護支援の面で信頼のおける、顔のわかる成年後見人をお願いしたい。そうした第三者後見人を紹介していただける仕組みができるとよい。

あわせて、成年後見人による適切な支援が行われているかどうか第三者機関がチェックする、サポートしていくようなシステムや制度があるとよい。また親族後見人に対しても適切な財産管理や身上保護、支援など、障害の特性に配慮したサポートが受けられるとよい。

ご家族の話を聞いていると、日常的に接している障害者福祉の事業者スタッフは本人のことを理解・把握しているので、そういったスタッフや事業所も、本人への権利擁護支援や身上保護に適切に参加できるような制度をつくってほしい。当然、利益相反の問題もあるかと思うが、それらをクリアしながら、いろいろなスタッフの人たちがご本人の権利擁護という視点で支援に入っていくという流れが、地域の中でできているとよいと感じている。

委員長・・・知的障害を持たれる本人のさまざまな情報を、実践を踏まえて蓄積してきたということである。

○赤池委員より資料2「成年後見制度の現況及び、計画策定における課題、論点等」の説明

赤池委員・・・ケアマネジャーは、金銭管理や身上保護に支援が必要な人を見つけやすい立場にある。印象では半数以上の方が、何らかの判断力に対する支援が必要ではないかと思うが、多くは家族の方が本人に代わって判断・管理しているので、成年後見制度の利用者は僅少である。

金銭管理、身上保護が必要な場合にケアマネジャーとして成年後見制度を考えるケースとしては、①身寄りがない、②本人の意向、③家族関係が良くない、④家族が複数いて方向性がバラバラなどがあげられる。他にキーパーソンが高齢で自分が亡くなった後のことを考えて、家族から成年後見を利用したいという声があがったこともある。

ケアマネジャーは成年後見の専門家ではないため、情報提供や利用の必要性の説明はできるが、実際の利用にあたっては、本人や家族とのやり取り、詳しい説明や実際の手順相談については武蔵野市では福祉公社権利擁護センターにつなげることが多い。

制度利用の課題としては、“申請手続きが煩雑で時間がかかる”、“利用に金銭的な負担が大きい”、また、“後見人を本人が信頼できない”、“制度利用について本人が受け入れられない”などの課題が考えられた。

計画策定における課題としては、本人や家族が感じられるメリットを具体的にわかりやすくしていく必要があると思う。制度導入には本人、家族の労力がかなり大きいため、誰がどのように支援してくれるのか明確になるとよい。金銭的な負担が大きいことについても、助成をどの程度活用できるのか、また安心して制度の利用ができない場合、安心できる仕組みを明確に示せないか。これは要は役割分担といったことであるが、ケアマネジャーは支援が必要な人を見つけ出す役割としては適しているが、次の段階の成年後見につなげた場合に、誰が何を担当するか、誰が一緒に考えるのかということがわかりやすいとよい。制度を利用したことで、生活がどのように良くなるのかというわかりやすい具体例があるとよい。例えば介護保険ではケアプランを作成する際、短期目標や当期目標等、本人の希望に基づいたサービス提供が具体的な文言で示されるが、そのように制度利用によるメリットが可視化されているとよい。

委員長・・・潜在的な利用者をどう捉えるかという問題や、制度に結び付けるための方策など、難しい課題もご提起いただいたように思う。

○赤川委員より資料3「地域金融機関における成年後見制度の取り組み状況」の説明

赤川委員・・・地域金融機関の職員としては、成年後見を利用される方と接する機会が皆さんと比べて少ない立場のため、今、地域金融機関として取り組んでいることをお話する。認知症に対して知識を備えて、理解を深めようということ、地域社会の一員として、誰もが安心して暮らせる社会づくりに貢献していこうと考え、平成24年、全職員に対して認知症サポーター養成講座を開始した。当時、営業店が所在している多摩地域の全市町村の職員に対して勉強会を開いていただき、1,700名が受講し、皆がオレンジリングを持つようになった。その翌年の平成25年以降は新入職員の受講を継続しており、現在では全職員2,200名のうち約2,000名が認知症サポーターの資格を持ち、キャラバンメイトの人数は4名となっている。平成25年には各市町村の方に協力をいただき、全営業店に向けて、成年後見制度の出張勉強会を開講した。それが認知症サポーター養成講座、また成年後見制度に対する取り組みの第一弾として実施したことである。

後見制度支援預金は、もともと信託銀行で行われていたが、地域金融機関では実施しているところがなく、信託銀行は数も少ないため、地域で支援預金を取り扱えないかというお客様の声を受けて、昨年（平成30年）9月から取り扱いを開始した。実績としては24口座、5億2千8百万円（平成31年1月末現在）となっている。ただしこの支援預金は、資料にあるようにかなり制約の多いものとなっている。また、一部の金融機関では「後見監督人スキーム」も後見制度支援預金として導入されていると聞いたことがあるが、当金庫では取り扱っていない。

認知症になった場合、家族への身体的・精神的な負担を心配されている方が多くなっていることを背景として平成30年11月から認知症保険の取り扱いを開始した。契約年齢は満20歳から80歳の方としている。軽度認知障害（MCI）の段階からでも保障する早期発見の部分もサポートする内容である。周知・広報面においては、「認知症のケアブック」、「介護の実際をご存知ですか」といった冊子や保険のポスター、認知症のポスター等々を配布したり、「MCIについてご存知ですか」といったものや軽度認知障害にかかる費用のデータも店頭で用意している。実績は平成30年度となる11月から3月まで37件、令和元年7月までで73件、合計111件となっている。

地域金融機関としては、お客様の財産を守ることや地域のお客様が幸せに暮らせることが一番の願いであるため、地域連携ネットワークの構築は間違いのない取り組みであるし、何かしら積極的に関わっていきたいと考えている。通常の金融機関とは異なり、地域金融機関としてはいろいろとできることがあると思っている。営業職がお客様に出向いたり、又は店頭で接した際に、何かしらの気づきがあった場合は必要に応じて地域包括や社会福祉協議会と連携を取っていきたいと考えている。最後に、当金庫のお客様の声として成年後見に対する不安や家族信託に関する要望もあり、それらは高齢者向けの取り組みとして市の方々と連携しながら勉強している最中である。いずれにしても地域のお客様の課題解決ということを当金庫としては考えているので、必要なことがあれば積極的に関わっていきこうと考えている。

委員長・・・地域密着型の金融機関として発題をいただいた。

○田中委員より、資料4「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定における論点、課題等について」の説明

田中委員・・・後見人の担い手をどう広げていくかという中で、市民後見人、親族後見人、法人後見人ということで論点を整理した。まず「市民後見人」の研修は私も受けており、一度経験してみたいと思っているが、改めて思うと、実際に市民後見人が後見を行うのにふさわしいケースがあると思っている。例えば友人関係にある方、日常生活支援員として支援をしてきた方など、それまでに関係性を有している方が好ましい。そこはある程度、武蔵野市らしい運営の仕方を考えていただけるとよい。それとスキームのあり方だが、日常生活支援員は公社の非常勤職員であり、公社の専門員のアドバイス、サポートのもとで活動しており、チームとして活動しやすい。できれば市民後見スキームもそうした形で組み立てられると、市民後見人になる側としては安心感もあるだろう。現在は福祉公社が市民後見人の後見監督という形になっており、それもひとつのやり方であるが、日常生活支援員のスキームがうまく機能しているので、ぜひそのメリットを生かしてほしい。

親族後見人については、成年後見制度の利用促進に関しては、まずは親族後見の促進が必要であるし、きちんと親を看取っていききたいという方々が後見人を目指すのであれば、まずはその方々になっていただくというのは常識的な考え方である。ただ、これまで、親族後見人の方々の理解不足や知識不足によって、不祥事案の発生もあったことから、それを回避するためにも、武蔵野市で研修が行われ、受けられた方が希望すれば市民後見人になっていただくのもひとつのやり方ではないか。それと、今福祉公社が市民後見人を監督されているが、親族後見人についても福祉公社に後見監督をしていただくのもひとつの手かと思う。

それと制度利用の中では負担の重さがあるのだが、親族の方が自分の親をみる場合、「お金は当然もらいません」と言われる方が多い。そのような場合には、その方の後見監督は福祉公社がついて、その部分を公費で見えていただくコストがかからずにいけるのではないか。もちろん公費という部分で税金はかかるが、それもひとつのやり方かと思う。

また、親族後見と被後見人親子にはこれまで培われてきた財布の共有の形があると思う。それが後見制度が開始されることですべてリセットされるということはやや無理があるように思う。これは計画の中ではどうにもならないことかも知れないが、その辺りの考え方も少し整理していくのもよい。

法人後見人についてだが、介護事業に10年間程度携わってきて思うことは、親族は別として、ケアマネジャーの方は本人のことをよく理解されている方が多いのは事実だということである。そういう方々、ケアマネジャー自身が後見人というのは難しいが、事業者として、例えばそういう部門、あるいは後見をやる方を1人育てて、セットで事業者として行っていくというのはどうか。それと今後、実際に特養を運営する社会福祉法人が入所者の法人後見を行うことはどうなのか。実際行われているところもあると思うが、その際、利益相反の問題をクリアするというところで何らかのルール付けができると、法人側としても手がけていきやすいと思われる。ま

た、実際に特養を運営する社会福祉法人の法人後見人を可能にするのであれば、民間株式会社で有料老人ホームを運営しているところに入居される方に対しても法人後見を提供するというやり方も考えていくことができる。その理由は入所施設の職員には、基本、生活相談員がいて、生活のほぼすべてをみているので、その中でコミュニケーションを取りながら最終的な権利擁護の部分についても一番できる立場にあるからである。いずれにしても成年後見と医療・介護は密接に関連している。従って、担い手確保という面からも、医療・介護の提供者が法人後見を行うことが必要になるのではないかと。

広報についてだが、成年後見等の申立ての動機は、預貯金の解約等が最も多く、その次に介護保険の契約であるため、お金と介護に関わるシーンでの広報をより強化していくことはできないものか。例えば私も郵便物として届く銀行やクレジットカード会社からの書類は目を通すので、「親御さんが認知症になった場合、預金の解約は自由にできません、ご存知ですか」といった直接的な表現で周知することもできる、おそらくそれで初めて知る方も多いただろうし、関心も高まると思う。それと、成年後見制度を利用される方は認知症になられた方だと思うので、要介護認定の際や日常生活自立度が一定のレベルに達した方には、制度的に成年後見制度の話をするといったプロセスもあるとよい。

本人の意思把握が一番難しいことである。例えば私も日常生活支援に携わっている中で、その人の生活状況が当然のようにわかってくる。こうして得た情報は、一定のフォーマットをつくって記録をしておけば、私が離れたとしても次の方へ引き継がれていく。本人の意思を把握するフォーマットを共有することで、最終的には意思把握の負担が軽減されるのではないかと。

市民後見を実施していく場合、医療同意と死後事務は相当の負担となる。特に市民後見人に委ねるのは過度の負担となる気がする。そこで例えば、意思把握確認シートというのをきちんと整備していくという前提であれば、例えば医療同意に関してはワークシートを見ながら、医療機関の方々から一定の判断をしていただけるような体制がつけられるのではないかと、死後事務も基本的には中核機関の方が集約していくこともできないものかと思う。そうした面の負担が減ることで、市民後見人としては活動がしやすくなる。

委員長・・・さまざまな経験に基づいた斬新なアイデアをいくつもいただいた。

○蓬田委員より資料5「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に求める」の説明

蓬田委員・・・私は今いきいきサロンとテンミリオンハウス事業に関わっているが、そこで日々感じているのは、正常と軽度認知障害（MCI）の間においては、さまざまな混雑が起きているということである。認知症が進行してしまう前の段階で、例えば成年後見制度に対する理解、また日常生活支援事業など様々な情報を得ておく必要がある。家族は生活支援のまさにキーパーソンではあるが、家族がいない人の体調や金銭の管理、相談を誰が支えるのかということが一番の問題である。（成年後見制度の前に）日常生活支援事業等の事業があることをPRすることが必要だろう。そして、よりきめ細かな身上保護を行うために、介護サービスの提供のあり方も含め、本人の意

思を丁寧にくみ取る仕組みづくりを進めてほしい。武蔵野市はお金（資産）を持っている人が多いのかも知れないが、その部分は財産管理専門の後見人に預ければいいと思うが、身上保護のところで例えば介護保険事業では、ケアマネジャー、サービス提供責任者、ヘルパーとそれぞれの立場でせめぎ合うこともあると感じる。本当にその人の望んでいるサービス提供なのか、そこは問題だと思っていて、本人の立場に立って、本人の意思を丁寧にくみ取っていただきたい。後期高齢者として団塊の世代が入ってくるが、団塊の世代の方は、自分なりの意見や強い意思を持っているので、後期高齢者となったときの意思決定の支援をどのようにしていくのかは大きい。

他の自治体の話によると、東京大学で開催した市民後見人養成講座があって、受講した人たちは社会福祉協議会にあいさつに行くとか聞く、社会福祉協議会では把握しているのではないのか？ 武蔵野市民で受講した方がどの程度いるのかわからないが、そのような市民後見人の養成はNPO法人や各種民間団体でも行っているのので、受講者の情報共有し、活用していったらどうか。

任意後見制度における見守り契約は相当重要なものだと考えており、見守りは市民後見人に任せた方が、当事者に寄り添っていくことができるのではないかと。ひとり暮らしの認知症高齢者が今後増えていき、生活支援の担い手がいなければ、武蔵野市の高齢者計画・介護保険事業計画で打ち出している「認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できる」という基本施策の実現には程遠いように思う。家族に代わって生活支援を支える市民後見人、それから任意後見制度の中の見守り契約を広げてほしい。

福祉公社と武蔵野市民社会福祉協議会の位置づけがよくわからない。先日社会福祉協議会から「地域福祉活動計画」が出されたが、市内でも地域差はあるが熱意のある市民はいる。福祉公社はお金持ちの高齢者を相手にしているという市民側の誤った認識から縁遠いところがあるが、社会福祉協議会はテンミリオンハウスやいきいきサロンなどで地域で活動する市民とは染みがある。その方たちが市民後見人などの活動に関わってもらうためには、2つの団体がなぜ一緒にならないのかというのは疑問である。また、中核機関の役割が大きくなればなるだけ、この2つの機関がどのようになっていくのか心配である。

委員長・・・5人の方から論点が示された。まずは論点等について意見や質問はあるか。前回時間が取れなかったこともあり、それに関することでも結構である。また、今報告のあった委員から補足等があればそれも含めてお願いしたい。

蓬田委員・・・田中委員から社会福祉法人武蔵野などが、法人後見の事業を行う際の利益相反の話があったが、専門家の皆さんはその点をどうお考えになられるか。

委員長・・・小島委員から福祉公社としての現状についてお伺いしたい。

小島委員・・・Aさんという対象者に居宅介護支援が入り、成年後見も受けていることはある。

委員長・・・それは福祉公社の法人後見の話か。サービスとの関係ということか。

小島委員・・・福祉公社が法人後見を受けている方で、かつその方に対して、福祉公社がケアプランを立てている方はいるのか、という質問だと思うが。居宅介護支援も福祉公社が行っているのであれば、それは行っているのだろうと思うが、その場合、どのよう

に牽制しているのか。部門が違うので問題なく行えるという話か。

- 健康福祉部長・・・利用者の中にはそのような、法人後見をしている利用者でサービスを利用されている方は何人かいる。但し、福祉公社が公益財団法人としての法人格も持っていることもあり、そこは何とかクリアできているという考え方で対応している。そういうことで利益相反を指摘されたことは今までないということだと思ふ。
- 福祉公社・・・そのような場合は裁判所にきちんと報告している。そしてケアマネジャーの場合、どのような社会資源を使おうと、ケアマネジャーが本人の特性に根差して、マネジメントしている問題であって、たまたまその流れの中で、福祉公社が本人の状況をよく理解していることもあり、ケアマネジングのもとでヘルパーを派遣しているというケースは数例ある。但し、その場合、きちんと裁判所に報告しており、裁判所から指摘を受けたことはこれまでない。
- 健康福祉部長・・・当初はそうでもなかったのかも知れないが、法人後見を長期間続けることによって、現在は法人後見を行う機関としての福祉公社に対する裁判所の信頼感が築かれていることもあり、かなり了承されてきているという部分も大きいとは思っている。
- 委員長・・・それでは、法律関係の先生方からも少し意見を伺いたい。
- 久保田委員・・・難しい問題だと思う。法人としての経緯、個性等を一切排し、本当に法人と利用者だけの関係でみれば、利益相反に該当することは否めない。他方で、福祉公社や社会福祉法人武蔵野といった法人として実績のある団体が、本人の身上保護の面から法人後見を行うことは本人の利益になるという側面もあると思う。また、利益相反を原則として否定する、本人にとって不利益になるという状況、例えば財産を勝手に契約の相手方が使ってしまう、施設料を決めてしまうといった乱用の恐れはあまりないことであろうから、利益相反の面でそれほど厳密である必要はないというのが個人的な考えとしてはある。今、裁判所から指摘を受けたことがないという話があったが、やはり“福祉公社ブランド”というのも少なからずあるのかと思われた。
- 副委員長・・・とても良い指摘で、盲点だったと言うか、おそらく福祉公社の中でもそれを行ってもよいものかという考え方はあっただろうが、これまでの利用者との関係があって、おそらく継続した方がうまくいくのではないかという考えもあったと思う。但し、外部の目から見ると、そういう考え方もあるということ意識された方がよい。中核機関の話もあるので、今後は一層そうしたことには気を付けなければいけない。
- 委員長・・・本人にとってのケアをどう考えるかという観点からすると、日常的なことを一番よく知る方は、そのサービス事業者からケアに入っていく方である。その辺りの問題をどうするかということも少し考えてもよい。
- 赤池委員・・・田中委員から、居宅介護事業者が法人後見をという話があったが、具体的にはイメージができなかった。私は介護の専門家なので、介護の目から見た意見を発することは可能だと思う。但し、制度については専門家に任せた方がうまくいくのではないかと思えた。利益相反も福祉公社の団体であれば、それほど気にならないと思うが、ほとんど営利事業者が多いため、そこでの問題は出てくるのではないかと思う。
- 委員長・・・中核機関として想定されているネットワーク等も含めて、どのように合意形成していくか、どのようなメンバーがそこに参加して、実質的にやっていくかという問題にも関わってくるだろう。

武田委員・・・特養や有料ホームが法人後見をするという考えもあるかと思うが、私が有料ホームや特養にお願いしている後見人の方によく要望や改善意見を出すのだが、これは外から見た目だから言えることで、中にいたら人手不足で対応できないことも数多くあると思う。いろいろな事業者がいる中で、すべての事業者が正しくできるとは限らない。私の経験ではむしろ危険だなと感じることもある。都の監査などもあるため、無茶苦茶なことはできないと思うが、それでも特養や有料ホームが法人後見をするのはいささか懸念がある。

別件だが、障害の子を持つ親御さんたちと話すとき、後見人に預けられないのは、後見人がやはり信用できないこと、貯めてきたお金を盗られると言う方もいる。今回国では、報酬のあり方については触れていないので、何も変わることがないのだが、きちんと身上保護を行うということで、応えていくしかないのではと思われる。

後藤委員・・・私はこだまネットには客員として入っているが、片や社会福祉法人武蔵野という実際にサービスを提供している事業所の職員でもあるので、利益相反の問題は非常に難しいところである。本人の意思を代弁しなければいけないのだが、事業所の都合で本人の代弁ができなくなるというのは本末転倒の話になる。そこはきちんとすべきことは言わないといけない。事業所が後見人になることによって、それが言えなくなってしまうと、それはまた問題である。ただ、素性の知らない人がいきなり後見人として入ってきて本人が受けているサービスの変更等を指示するのを、本人のことをよく知っている職員が黙って見ているだけとなると、家族間の意見としては何らかの形でよく知ったスタッフにも入ってほしいというのは当然の希望かと思う。よい形で事業所のスタッフもシステムの中に入っていき、その人の後見人になるのではなく、そういうところに適切に入って、監督する人がいるというシステムを今後地域の中でつくっていきけるとよい。そこは中核機関がコーディネートしながら、いろいろなスタッフが入って取りまとめ、最終的な判断は本人の利益のために適切な判断がしていけるシステムができるとよい。

田中委員・・・法人後見のあり方として、利益相反の問題について、法人が法人後見に入った場合、後見監督のあり方で、ある程度そこで牽制する仕組みがあると、抑制が働くのではないだろうか。成年後見制度は、そういう意味で、後見監督の機能のさせ方によってクリアできると思われる。また、私が実際に介護事業をずっと見てきている方でいくと、ケアマネジャーの部門からの話では、成年後見で的確に動ける人材を法人の中できちんと育成しておく、現場がかなりスムーズに回っていくことが明らかとなっている。ただ、どのように後見監督という形で牽制を働かせられるかというところが難しく、その工夫が必要かと思う。

小島委員・・・福祉公社の実情の話をするとき、成年後見の実際の担当者は、数名で行っており、人事異動等によって携わる職員の増員を考えているところである。

また、市民社会福祉協議会との統合の件であるが、統合に向けて検討したが、今のところは見合わせている状況である。現在、事業連携を進めているところであり、いずれ統合するにあたっての準備段階というところである。先ほど蓬田委員から指摘のあった成年後見等の視点もかなり大事なところだと思われるので、事業連携の中で検討していきたい。

委員長・・・人材育成はおそらくどのような形であれ、非常に大切であるというご指摘かと思う。

(2) 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画構成案

(3) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割について

○事務局より資料6「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画構成案」および資料7「武蔵野市地域連携ネットワークにおける中核機関の役割について」の説明

委員長・・・事務局から計画の構成案、並びに中核機関の役割の説明があった。質問や意見を伺いたい。

松丘委員・・・実現が難しいものがあったが、「4 後見人支援機能」－「移行型任意後見契約発効の必要性への支援」について、後見契約の把握をどのように想定しているか。

事務局・・・任意後見のケースを把握するのは正直難しいため、どう把握をしていくのかを含めて検討が必要である。また、発見にあたり、現場のケアマネジャーや在宅介護・地域包支援センターの方たちからの情報をいただくことも必要になってくると思う。

委員長・・・親族後見人も含めてそうだが、どのような方たちが後見の対象となっているかということ自動的に把握できるわけではないので、どのような仕組みをつくっていくのかということも今後の課題となるだろう。

後藤委員・・・今後の予定の欄の「○」は、すでに実施されていて十分であるという意味か。

事務局・・・実施状況が「×」で、今後の予定で「○」と記載された項目は、新規実施を予定しているものである。現在実施しているもの（実施状況：○）は継続的に行っているものとして、今後の予定も○と記載している。従って、今のところ広報的な機能は行政として行われていない部分であるため、新たに市民セミナーを開催したり、パンフレットを作成するといったところを「○※」としている。

後藤委員・・・こだまネットができた背景は、障害を持った親御さんたちが福祉公社との距離が遠いという側面があったことである。そこで障害を持つ親御さん向けの研修会を開いたり、広報活動を中心に行っているのだが、その中で福祉公社とも接点を持ちながら、一緒に相談会にも協力していただいている。そこで実施状況が「○」のものは、実施されているということだが、障害を持つ方の家族の立場としては、障害にある程度特化した相談を行ってほしいという意見は多い。従って、例えば「2 相談機能」でも、障害のことも含めた権利擁護や成年後見は現状できているのかということである。これは各論的な話なのでここでの議論ではないと思うが、一口に障害と言っても、知的、精神、高次脳機能などさまざまな障害がある。いろいろな状況の方を含めた上での充実した相談、場合によっては知的障害者のための相談、精神障害者のための相談ということも今後必要だと思うので、もう少し細かくみてほしい。また、「4 後見人支援機能」で、「適正な後見活動ができるための支援」の内容は「市民後見監督人および、市民後見人への支援」と書いてある。私のイメージとしては、通常の第三者後見人などへの支援であったのだが、その辺りはどうか。

事務局・・・ご指摘のとおりで、「適正な後見活動ができるための支援」はいずれは第三者後見人にすべてにという形になるが、現在福祉公社が中心に行っている支援は市民後見人になっているため、ここの記述もそのような内容となっている。今後は専門職

後見人、親族後見人も実施予定という中で、そこの支援は拡大が必要と考えている。

委員長・・・段階的という部分もあろうかと思う。記載の方は改めた形でお願いしたい。前段の部分は、福祉公社が高齢者への支援のところから発足された経緯もあるのだが、後藤委員の指摘のように障害の特性等にも十分配慮してほしいとのことである。この仕組みは認知症高齢者と知的障害者、精神障害者とそれぞれかなり、個別性も当然あるが、障害の特性の部分ではかなり多様なところを広くターゲットにしている仕組みであり、従来の福祉制度とはかなり異なっているため、書きづらい部分もあろうかと思うが、今の指摘は大変重要だと思うので、組み入れていきたいと思う。

武田委員・・・20ページの「(3)武蔵野市地域ネットワーク（仮）における中核機関の整備・運営方針」は「案2」でいきたいということだが、この場合、市役所と福祉公社はどのように役割分担していくのか。そこのところがバラバラにならないようにするため、連絡会議があると思うが、その辺りはどのように検討されているか。

事務局・・・19ページの図のように地域連携ネットワークをコーディネートする場合、例えば現在の権利擁護センターが行う関係機関等連絡協議会はメンバーが多くない中でコーディネートしているが、いずれは市の地域連携ネットワークという形で点線にまで広がるので、方向性を決めたり、チームを支えていくためには、ある程度、市も入った方がよいというのが、このたたき台であり、ご意見をいただきたいところ。今は福祉公社にいろいろと任せており、行政が率先して市民の皆さんに周知・啓発等も行っていく役割も担うと考えると、一緒に進めた方がよいのではないかと思っている。具体的に言うと、21ページで「(4)中核機関の役割と具体的機能」を示しており、今のところ「1 広報機能」の方向的な部分では、すでに福祉公社でさまざまな市民向け講座等を行っているが、より行政の方で率先して行っていくべきだと考えている。福祉公社の方が詳しい「2 相談機能」、「3 成年後見制度利用促進機能」、「4 後見人支援機能」は福祉公社にお願いしていくといった役割分担を考えている。表左端の一番上の「中核機関の役割」では「①地域連携ネットワークのコーディネート」、「②協議会の事務局」は市が行い、「③専門職による専門的援助等の支援の確保」は福祉公社で行っていただきたいと、今のところは考えている。

武田委員・・・例えば、相談窓口の一本化がよく言われているが、検討をされているか。

健康福祉部長・・・中核機関としての相談窓口ということだと思われるが、「2 相談機能」もあるので、福祉公社を中心とした相談窓口として対応していただきたいと思っている。但し、一番下の「5 不正防止効果」のところでは、不正の報告があった場合、まずは市で受け、その上で公共機関の役割としての不正防止という対応をしていく必要がある。その辺りの役割分担は市の方の比重が大きくなっていくものと考えている。

委員長・・・市民の方が相談先がわからないということがないようにしながら、行政しかでき得ないとか、行政責任としてやるべきところは明確化されるということだと思う。

事務局・・・今回基本目標として提示した「案A」、「案B」への意見もいただきたいこと、それと第4章の「施策の展開」の大枠に対してご意見をいただきたい。

松丘委員・・・別になるが、20ページ、「(3)武蔵野市地域福祉連携ネットワーク（仮）における中核機関の整備・運営方針」の「案2」で、市役所と社会福祉協議会等の2本立てになっており、社会福祉協議会の方に成年後見支援センターが入るような形になって

いる。そもそも成年後見支援センターは福祉公社とイコールということか。

事務局・・・この図は国の策定の手びきから抜粋しており、記載の社会福祉協議会等は、武蔵野市でいう福祉公社であり、成年後見支援センターは権利擁護センターである。

久保田委員・・・21ページ、「4 後見人支援機能」－「家庭裁判所との連携」であるが、現状どのような形で連携していて、中核機関としてどのような連携を想定しているのか。

権利擁護センター長・・・取り組み内容予定に「本人と後見人との関係がうまくいっていない場合等後見人の交代等に迅速、柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を実施」とあるが、現状では実際の利用者を通して家庭裁判所にいろいろな報告をしたり、何かあった時に、家庭裁判所からこちらに質問がきたりしたことへの対応を今のところは指しているが、「○」のところすべてに関して申し上げられるのは、今後もっと拡充が必要という機能も含まれているということであり、現状では「家庭裁判所との連携」というのは実際に受任している住民を通して連携をしているということである。

久保田委員・・・その住民というのは福祉公社が後見人としてということか。

権利擁護センター長・・・今のところはそういうことである。ただ、申し立て支援をする中で何らかの質問を家庭裁判所に対してすることはあるが、今のところは他の方が後見人をしていことに対して特にこちらに情報が入ってきて、それに対して家庭裁判所に迅速に対応していただくよう依頼するということは今のところ行っていない。

久保田委員・・・今後はその点における連携は想定されていると捉えてよろしいか。

小島委員・・・19ページの「(1) 国の地域連携ネットワークのイメージ」は国の図だと思うが、ここに関係機関として家庭裁判所が入っているが、実際にどう関わってもらえるのかはよくわからない。一方、その下の「(2) 武蔵野市地域連携ネットワークのイメージ(案)」では、家庭裁判所は外だしの両方向矢印で、何がしかの関係性を持たせた方がよいだろうという図になっているものとお考えいただきたい。中核機関が家庭裁判所と何がしかのつながりを、どう持つかというのは今後のことと事務局は考えているのだと思われる。

久保田委員・・・それを考えるのがこの会議の役割ということか。わかった。

委員長・・・関係や連携にはいろいろなタイプがあると思うが、この辺りはぜひ法曹関係、専門職の先生方から提案等をいただきたいところである。おそらく親族後見人、専門職後見人との関係をどうつくっていくかというのは未知数の部分もあると思うので、その辺りはそれぞれ先生方から提案や具体的な機能を出していただくと、武蔵野市としてはまちづくりに沿ったよい支援ができると思われる。

副委員長・・・19ページ、国のつくったネットワークのイメージ図は、裁判所の方で後見人の監督をするのか、行政の方が適当なのではないかという考え方、監督機能を自治体に任せたいという思惑があって、おそらくそれを反映してこの図に持っていると思う。情報の把握はとても難しいと思うが、中核機関を担っていく中では、必要なことではあるものの、少し大きな話で難しい課題だと思う。

委員長・・・いろいろな機能があり得ると思うので、少しずつきちんと行っていくことが大事であるが、基本的に考えなければいけないのは、利用者の権利であり、安心をいかに担保できる仕組みかと思うので、各々の立場でぜひお知恵をいただきたいと思う。

副委員長・・・21ページの「3 成年後見制度利用促進機能」－「専門職後見人候補者の推薦・マ

ッチング」だが、中核機関として福祉公社と市で協働で行っていく中で、受任者として130件近くやっていて、マッチングとしてやるのもやりにくいのではないかという面があるが、市ではどのように関わっていくつもりか。

事務局・・・マッチングは今後の予定では「実施予定」とした。理由は、現況のままではマッチングはできないという考えている。今後はどのような形でマッチングできるのか、例えば専門職の方を複数招き、運営委員会を立ち上げて、そこでマッチングを行っていくなど、仕組みを検討した上で、段階的に実施していくことになると思う。従って、実施しないというわけではなく、将来的には実施というスタンスである。

委員長・・・事務局から17ページ、「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画 構成案」の基本目標で「案A」、「案B」と提案を2ついただいたが、これに関する意見はいかがか。

蓬田委員・・・確認であるが、21ページ、「(4)中核機関の役割と具体的機能」の今後の予定で、「実施予定」との記載は未定ということか、あるいは今回のところで検討するのか。「4 後見人支援機能」－「親族後見人への支援」等は、例えば子に障害のある親御さんは、何かと親の立場でものを考えがちなので、客観的に見ていると、親族後見人に対しては、人権的な部分をはじめいろいろなところを支援していただかないと困る。

健康福祉部長・・・「実施予定」という言葉で括ったのは若干無理があり、引き続き検討のもの、できたら実施したいものとで温度差がある。本日このような形で皆さんに提示した上で意見をいただき、その上で改めて検討が必要だと思っているので、21ページの図は改めて精査した上で、次回も提示したい。但し、実施が難しい場合は、引き続き検討という形になってしまうと思う。例えば、「3 成年後見制度利用促進機能」－「専門職後見人候補者の推薦・マッチング」は福祉公社でも市でも難しいということであれば、引き続き検討か見直しということになるかと思う。一方、蓬田委員からは「親族後見人への支援」や前回の委員会で「専門職後見人への支援」も必要という話もあったので、それが中核機関あるいはネットワークとしてどのようにできるかということも議論していかなくてはいけないため、ここはより議論を深めていただきたい。閉会后、事務局に意見をいただくなど、次回委員会までに、ここをもっと充実させられる意見をいただければ事務局で取りまとめていきたい。

委員長・・・前段の部分は、ここで言う例えば「親族後見人」への支援という形だけではなく、もっとご本人にはきちんとした権利があるのだということ、さまざまな形で広報・周知をしていくということもあろうかと思う。本日の「(4)中核機関の役割と具体的機能」は、今説明があった内容でご理解いただきたい。

基本目標の案についてはいかがか。

田中委員・・・好みの問題だが、成年後見制度が本人の意思を表明しづらい方ということに対してということと「案B」の方が「尊重され」という言葉が入っているので感覚的にはしっくりくる。もちろん「案A」の「実現」という言葉はすごく強くて、実現できるべきなのだが、この制度的な趣旨では「案B」が個人的にはしっくりくる。

委員長・・・他の方からはどうか。他の部分での質問や意見でも構わない。(一特になし)
もし後で何かお気づきの点があれば、次回までに事務局にお寄せいただきたい。

5. その他

事務局・・・長時間にわたり闊達な議論をいただき感謝したい。次回の日程は10月16日(水)で、再度メール等にて連絡させていただくのでよろしくお願いしたい。

健康福祉部長・・・実り多い議論をいただき感謝する。第1回では専門職の委員の皆さんを中心に話をいただいたが、本日は、現場で直接市民と関わっている方々から課題を提供いただき、私どもとしても気づきの多い会であった。単身高齢者がとりわけ多い武蔵野市の中で、家族代替機能を果たしながら、どのように身上保護をしていくのかということが大きな課題と感じる。そのように武蔵野が置かれた特性と言うか制約は、きちんと把握していく必要があるということ、同時に福祉公社は長年にわたり法人後見を行ってきていることも武蔵野市の特徴・特性とっており、それを活かした中核機関、ネットワークのつくり方が私たちに課せられたものだと理解している。また、認知症高齢者に視点がいきがちな私たちであるが、障害特性に応じた後見のあり方もしっかりと議論され、PRされていき、どのような方でも利用しやすい制度にするための計画としていかなければならないと実感した。中核機関の役割と機能は21ページの表で概括的に示しているが、まだ詰めていく必要があるだろうし、できることとできないことは当然あると思っているので、皆さんからの率直な意見、メール等さまざまな手段を通じて意見をお寄せいただき、21ページの役割についてもさらに精査した上で現実性のあるものとして整理をしていく必要があると考えている。ぜひ次回も本日のように実りある会にさせていただきたいと思っているので、私たちもできる限り準備をするので、皆さんも事前に意見をお寄せいただいて、参加いただきたいと思っている。

委員長・・・次回10月までに時間があるので、ぜひ皆さん、今後ともよろしくお願いしたい。

6. 閉会